

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

令和7年(2025年)

目 次

議案第 89 号	令和 7 年度鎌倉市一般会計予算	5
議案第 90 号	令和 7 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計 予算	21
議案第 91 号	令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	24
議案第 92 号	令和 7 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	28
議案第 93 号	令和 7 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	31
議案第 94 号	令和 7 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	34
議案第 95 号	令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計予算	37
議案第 96 号	鎌倉市犯罪被害者等支援条例の制定について	42
議案第 97 号	鎌倉市健康づくり・食育推進委員会条例の制定について	47
議案第 98 号	鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例の一部を改正する 条例の制定について	50
議案第 99 号	鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	52
議案第 100 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第 101 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第 102 号	鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	59
議案第 103 号	鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査 委員会条例の一部を改正する条例の制定について	61

令和 7 年度鎌倉市一般会計予算

令和 7 年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 80,973,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年(2025年)2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
5 市税		千円 38,593,461
	5 市民税	20,328,334
	10 固定資産税	13,876,823
	15 軽自動車税	200,256
	20 市たばこ税	774,201
	30 都市計画税	3,413,847
10 地方譲与税		308,102
	8 地方揮発油譲与税	67,000
	10 自動車重量譲与税	220,000
	20 森林環境譲与税	21,102
15 利子割交付金		26,000
	5 利子割交付金	26,000
16 配当割交付金		318,000
	5 配当割交付金	318,000
17 株式等譲渡所得割交付金		316,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	316,000
18 法人事業税交付金		480,000
	5 法人事業税交付金	480,000
19 地方消費税交付金		4,325,000
	5 地方消費税交付金	4,325,000
20 ゴルフ場利用税交付金		24,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	24,000
31 環境性能割交付金		91,000
	5 環境性能割交付金	91,000
33 地方特例交付金		127,000
	5 地方特例交付金	127,000

款	項	金額
35	地方交付税	20,000
	5 地方交付税	20,000
40	交通安全対策特別交付金	17,000
	5 交通安全対策特別交付金	17,000
45	分担金及び負担金	510,388
	5 負担金	510,388
50	使用料及び手数料	1,289,640
	5 使用料	368,546
	10 手数料	921,094
55	国庫支出金	13,936,474
	5 国庫負担金	10,659,587
	10 国庫補助金	3,240,300
	15 委託金	36,587
60	県支出金	5,595,675
	5 県負担金	3,599,866
	10 県補助金	1,456,938
	15 委託金	538,871
65	財産収入	635,609
	5 財産運用収入	134,599
	10 財産売却収入	501,010
70	寄附金	3,013,718
	5 寄附金	3,013,718
75	繰入金	5,448,121
	5 基金繰入金	5,380,601
	10 他会計繰入金	67,520
80	繰越金	600,000

款	項	金 額
	5 繰越金	千円 600,000
85 諸収入		1,058,212
	5 延滞金加算金及び過料	50,835
	10 市預金利子	1,120
	15 貸付金元利収入	337,100
	25 雑入	669,157
90 市債		4,240,500
	5 市債	4,240,500
歳 入 合 計		80,973,900

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 440,051
	5 議会費	440,051
10 総務費		10,134,305
	5 総務管理費	8,068,030
	10 徴税費	789,428
	15 戸籍住民基本台帳費	689,834
	20 選挙費	374,627
	25 統計調査費	150,070
	30 監査委員費	62,316
15 民生費		33,133,319
	5 社会福祉費	14,942,673
	10 児童福祉費	15,715,908
	15 生活保護費	2,473,563
	20 災害救助費	1,175
20 衛生費		8,721,775
	5 保健衛生費	2,115,571
	10 清掃費	6,229,958
	15 環境対策費	376,246
25 労働費		93,097
	5 労働諸費	93,097
30 農林水産業費		594,603
	5 農業水産業費	594,603
35 商工費		475,484
	5 商工費	475,484
40 観光費		411,118
	5 観光費	411,118

款	項	金 額
45 土木費		12,294,377
	5 土木管理費	1,891,291
	10 道路橋りょう費	1,274,690
	15 河川費	355,432
	20 都市計画費	5,680,794
	25 住宅費	3,092,170
50 消防費		3,084,006
	5 消防費	3,084,006
55 教育費		7,857,817
	5 教育総務費	2,645,699
	10 小学校費	2,044,870
	15 中学校費	727,150
	20 社会教育費	2,064,179
	25 保健体育費	375,919
60 公債費		3,678,948
	5 公債費	3,678,948
65 諸支出金		5,000
	5 土地開発公社費	5,000
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	80,973,900

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 民生費	05 社会福祉費	介護医療院整備費補助事業	50,000	7	10,000
				8	35,000
				9	5,000
20 衛生費	10 清掃費	名越中継施設法面整備事業	500,000	7	250,000
				8	250,000
30 農林水産業費	05 農業水産業費	鎌倉地域漁業支援施設防波堤整備工事監理業務委託事業	26,588	7	6,588
				8	9,540
				9	10,460
30 農林水産業費	05 農業水産業費	鎌倉地域漁業支援施設護岸等整備事業	2,158,782	7	0
				8	287,861
				9	666,719
				10	920,355
				11	283,847

款	項	事業名	総額	年度	年割額
50 消防費	05 消防費	(仮称)雪ノ下消防出張所 整備設計事業	千円 120,219	7	千円 36,066
				8	0
				9	84,153
55 教育費	10 小学校費	御成小学校旧講堂改修事業	889,053	7	222,263
				8	444,526
				9	222,264
55 教育費	20 社会教育費	鎌倉文学館大規模改修 及び増築等事業	2,683,450	7	0
				8	730,807
				9	1,070,476
				10	882,167

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議会だより印刷費 業務事業	令和8年度まで	1,040
議会だより配布費 業務委託事業	令和8年度まで	726
本会議録作成費 業務委託事業	令和8年度まで	291
常任委員会等会議録 作成業務委託事業費	令和8年度まで	495
人事給与システム 子ども子育て支援金 業務委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	23,100
広報かまくら製作費 業務委託事業	令和8年度まで	3,808
広報かまくら配布費 業務委託事業	令和8年度まで	3,036
廃棄文書溶解処理事業費	令和8年度まで	134
銀行派出所業務委託事業費	令和8年度まで	1,888
鎌倉市公共施設再編計画 見直し支援業務委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	26,730
公的不動産利活用に係る 事業者選定支援費 業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	32,263
防犯灯設備維持管理費 委託事業	令和8年度まで	4,502
市税通知書等の出力 ・加工・封入封かん 業務委託事業費	令和8年度まで	16,390
税基幹システム標準化対応 業務委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	328,174

事 項	期 間	限 度 額
当初賦課事務補助等に係る 労働者派遣委託事業費	令和 8 年度 まで	9,201 千円
課税データ入力費 業務委託事業費	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	1,320
OA機器操作等に関する 労働者派遣事業費	令和 8 年度 まで	3,613
氏名の振り仮名法制化に 係るOA機器操作等 に関する労働者派遣事業費	令和 8 年度 まで	2,783
福祉総合システム標準化 対応業務委託事業費	令和 7 年度 から 令和 8 年度 まで	156,926
二階堂在宅福祉 サービスセンター 清掃業務委託事業費	令和 8 年度 まで	550
台在宅福祉センター総合 管理業務委託事業費	令和 8 年度 まで	3,576
御成町在宅福祉サービス センター総合管理 業務委託事業費	令和 8 年度 まで	1,280
公立保育所等油汚泥清掃及 び収集運搬及びグリスト ラップ清掃業務委託事業費	令和 8 年度 まで	129
公立保育所等油汚泥 (有機性汚泥) 処分業務事業費	令和 8 年度 まで	49
公立保育園総合清掃等 業務委託事業費	令和 8 年度 まで	5,198
腸内細菌培養検査事業費	令和 8 年度 まで	149
保健師派遣委託事業費	令和 8 年度 まで	315
予防接種データ入力費 業務委託事業費	令和 8 年度 まで	324

事 項	期 間	限 度 額
看護師派遣委託事業費	令和 8 年度まで	1,003 千円
指定収集袋作成費 業務委託事業費	令和 8 年度まで	19,899
家庭系可燃性一般廃棄物 焼却処理委託事業費 (大和市)	令和 8 年度まで	148,000
産業廃棄物(本庁舎等 廃プラスチック類)収集 運搬業務委託事業費	令和 8 年度まで	231
産業廃棄物(本庁舎等不燃 物類)収集運搬処理 業務委託事業費	令和 8 年度まで	313
名越中継施設法面整備業務 工事監理業務委託事業費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	17,446
名越中継施設防火水槽 設置業務委託事業費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	25,000
笛田リサイクルセンター 空調和設備保守点検 業務委託事業費	令和 8 年度まで	1,573
笛田リサイクルセンター 屋上庭園及び場内植栽 管理業務委託事業費	令和 8 年度まで	542
笛田リサイクルセンター 清掃業務委託事業費	令和 8 年度まで	1,100
路上喫煙防止巡回啓発等 業務委託事業費	令和 8 年度まで	2,373
環境基本計画等策定費 支援業務委託事業費	令和 8 年度まで	17,886
鎌倉ブランド堆肥 運送業務委託事業費	令和 8 年度まで	291
鎌倉駅道路管理施設清掃等 業務委託事業費	令和 8 年度まで	376

事 項	期 間	限 度 額
大船駅道路管理施設清掃 業務委託事業費	令和8年度まで	908 千円
大船駅管理施設警備監視 業務委託事業費	令和8年度まで	5,516
北鎌倉隧道の通行禁止に 伴う歩行者誘導費	令和8年度まで	4,224
鎌倉市道路等 包括的管理委託 導入調査業務委託事業費	令和8年度まで	28,714
道路側溝等浚渫汚泥 運搬業務委託事業費	令和8年度まで	252
道路側溝等浚渫汚泥 処分業務委託事業費	令和8年度まで	660
道路等小規模修繕 業務委託事業費	令和8年度まで	1,000
排水管渠等浚渫清掃 業務委託事業費	令和8年度まで	4,198
草刈及び樹木維持管理 業務委託事業費	令和8年度まで	5,798
放置自転車等防止対策 業務委託事業費	令和8年度まで	14,364
鎌倉市下水道管路施設 包括的民間委託事業費	令和8年度から 令和10年度まで	67,375
鉄道駅舎可動式ホーム 柵等整備補助事業費	令和7年度から 令和9年度まで	38,583
深沢地区まちづくり 支援業務委託事業費	令和8年度まで	37,935
埋蔵文化財発掘調査 業務委託事業費	令和8年度まで	77,340

事 項	期 間	限 度 額
住宅マスタープラン策定等業務委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	22,704 千円
空家等対策計画改定支援業務委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	18,931
消防団器具置場設置事業費	令和7年度から 令和13年度まで	107,800
産業廃棄物(小中学校等廃プラスチック類)収集運搬業務委託事業費	令和8年度まで	238
産業廃棄物(小中学校等不燃物類)収集運搬処理業務委託事業費	令和8年度まで	684
ICT支援員業務委託事業費	令和8年度まで	3,680
校外学習等支援事業費	令和8年度まで	1,749
学校清掃用具賃借料	令和8年度まで	334
学校給食残さ収集運搬業務委託事業費	令和8年度まで	825
学校給食残さ資源化業務委託事業費	令和8年度まで	462
給食用小荷物専用昇降機点検事業費	令和8年度まで	337
学校自家用電気工作物点検事業費	令和8年度まで	2,046
学校第一種特定製品点検事業費	令和8年度まで	1,479
学校トイレ清掃業務委託事業費	令和8年度まで	4,757

事 項	期 間	限 度 額
学 校 漏 水 調 査 費 業 務 委 託 事 業 費	令 和 8 年 度 まで	千円 594
第一・腰越小学校給食調理等業務委託事業費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 12 年 度 まで	287,125
西鎌倉・玉縄小学校給食調理等業務委託事業費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 12 年 度 まで	328,025
史跡永福寺跡維持管理業務委託事業費	令 和 8 年 度 まで	3,102
史跡大町釈迦堂口遺跡維持管理業務委託事業費	令 和 8 年 度 まで	2,813
鎌倉・玉縄青少年会館清掃業務委託事業費	令 和 8 年 度 まで	1,042
中央図書館等巡回業務委託事業費	令 和 8 年 度 まで	1,502
鎌倉国宝館空調設備自動制御機器保守点検委託事業費	令 和 8 年 度 まで	396
スポーツ施設基本方針策定支援業務委託事業費	令 和 8 年 度 まで	4,000
鎌倉市土地開発公社の資金借入に伴う金融機関等に対する債務保証 (令和7年度設定分)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 まで	3,426,075

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 241,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
社会福祉施設整備事業費	63,800	同上	同上	同上
清掃施設整備事業費	654,000	同上	同上	同上
漁港整備事業費	87,700	同上	同上	同上
道路整備事業費	638,700	同上	同上	同上
都市計画事業費	207,100	同上	同上	同上
防災対策事業費	64,000	同上	同上	同上
河川整備事業費	217,600	同上	同上	同上
公営住宅建設事業費	1,591,000	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	209,100	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	193,300	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	14,100	同上	同上	同上
史跡保存事業費	58,600	同上	同上	同上
合計	4,240,500			

議案第 90 号

令和 7 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

令和 7 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	使用料及び手数料	7,300
	5 使用料	7,300
10	繰入金	12,300
	5 他会計繰入金	12,300
15	繰越金	1,000
	5 繰越金	1,000
	歳 入 合 計	20,600

歳 出

款	項	金 額
5 事業費		千円 19,600
	5 事業費	19,600
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		20,600

議案第 91 号

令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,346,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年（2025年） 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5	国民健康保険料	3,840,916
	5 国民健康保険料	3,840,916
10	一部負担金	2
	5 一部負担金	2
20	国庫支出金	162
	10 国庫補助金	162
30	県支出金	10,917,394
	3 県負担金・補助金	10,917,394
38	財産収入	645
	5 財産運用収入	645
40	繰入金	1,572,060
	5 他会計繰入金	1,332,060
	10 運営基金繰入金	240,000
45	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
50	諸収入	13,021
	5 延滞金及び過料	7,002
	10 雑入	6,019
	歳 入 合 計	16,346,200

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	284,833
	5 総務管理費	192,394
	10 徴収費	91,759
	15 運営協議会費	680
10	保険給付費	10,713,942
	5 療養諸費	9,352,525
	10 高額療養費	1,309,600
	15 移送費	200
	20 出産育児諸費	40,017
	25 葬祭諸費	11,500
	30 傷病手当諸費	100
11	国民健康保険事業費納付金	5,148,628
	5 医療給付費分	3,372,844
	10 後期高齢者支援金等分	1,270,159
	15 介護納付金分	505,625
25	保健事業費	169,703
	3 特定健康診査等事業費	158,164
	5 保健事業費	11,539
27	基金積立金	645
	5 基金積立金	645
30	諸支出金	18,449
	5 償還金利子及び還付加算金	18,449
35	予備費	10,000
	5 予備費	10,000
	歳 出 合 計	16,346,200

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム 子ども子育て支援金対応 業務委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 50,341
特定保健指導 (動機付け支援) 業務委託事業費	令和8年度まで	967
特定保健指導 (積極的支援) 業務委託事業費	令和8年度まで	598
糖尿病重症化予防 (ICT機器活用型) 業務委託事業費	令和8年度まで	465
特定健診受診勧奨等 にかかる保健師派遣事業費	令和8年度まで	1,510

議案第 92 号

令和 7 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 7 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 187,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5 繰入金		187,800 <small>千円</small>
	5 他会計繰入金	187,800
	歳 入 合 計	187,800

歳 出

款	項	金 額
10 公債費		千円 187,800
	5 公債費	187,800
	歳 出 合 計	187,800

議案第 93 号

令和 7 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,339,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
5	介護保険料	3,604,821
	5 介護保険料	3,604,821
15	国庫支出金	4,584,022
	5 国庫負担金	3,284,062
	10 国庫補助金	1,299,960
20	県支出金	2,697,483
	5 県負担金	2,611,783
	15 県補助金	85,700
25	支払基金交付金	5,062,397
	5 支払基金交付金	5,062,397
30	財産収入	3,580
	5 財産運用収入	3,580
35	寄附金	1
	5 寄附金	1
40	繰入金	3,375,683
	5 一般会計繰入金	2,942,697
	10 基金繰入金	432,986
45	繰越金	11,198
	5 繰越金	11,198
50	諸収入	15
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	13
	歳入合計	19,339,200

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	448,098
	5 総務管理費	448,098
10	保険給付費	18,141,059
	5 介護サービス等諸費	18,141,059
12	地域支援事業費	659,703
	5 地域支援事業費	659,703
25	基金積立金	13,419
	5 基金積立金	13,419
30	諸支出金	76,721
	5 償還金及び還付加算金	10,201
	10 繰出金	66,520
35	予備費	200
	5 予備費	200
歳 出 合 計		19,339,200

議案第 94 号

令和 7 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,851,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	4,287,017
	5 後期高齢者医療保険料	4,287,017
10	繰入金	2,535,782
	5 一般会計繰入金	2,535,782
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	27,001
	5 延滞金、加算金及び過料	501
	10 償還金及び還付加算金	12,500
	15 雑入	14,000
	歳 入 合 計	6,851,800

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	98,294
	5 総務管理費	98,294
10	広域連合納付金	6,737,506
	5 広域連合納付金	6,737,506
15	諸支出金	14,000
	5 償還金及び還付加算金	13,000
	10 繰出金	1,000
20	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	6,851,800

議案第 95 号

令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	排水区域面積	2,420 ha
2	年間総処理水量	19,307,840 m ³
3	一日平均処理水量	52,898 m ³
4	主要な建設改良費	
	(1) 管渠事業費	446,109 千円
	(2) 処理場事業費	361,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	下水道事業収益	7,468,582 千円
第 1 項	営業収益	3,450,959 千円
第 2 項	営業外収益	4,017,623 千円

支 出

第 1 款	下水道事業費用	7,412,334 千円
第 1 項	営業費用	6,953,118 千円
第 2 項	営業外費用	454,216 千円
第 3 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,624,748千円は、過年度分損益勘定留保資金195,821千円、当年度分損益勘定留保資金1,255,267千円及び減債積立金173,660千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	2,054,596 千円
第1項	企業債	601,400 千円
第2項	他会計補助金	1,274,892 千円
第3項	国庫補助金	174,300 千円
第4項	分担金及び負担金	2,306 千円
第5項	長期貸付金償還金	1,698 千円

支 出

第1款	資本的支出	3,679,344 千円
第1項	建設改良費	907,141 千円
第2項	企業債償還金	2,764,910 千円
第3項	長期貸付金	7,293 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
下水道管路施設等 包括的民間委託事業費	令和8年度から 令和10年度まで	653,905
ポンプ場浚渫及び沈砂搬出 業務委託事業費	令和8年度まで	704
ポンプ場し渣処理処分 業務委託事業費	令和8年度まで	91
山崎浄化センターし渣処理 処分業務委託事業費	令和8年度まで	303
浄化センター水質分析事業費	令和8年度まで	524
消費営及び地方消費税確定 申告書等作成業務委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	935
山崎下水道終末処理場改築 事業費（令和7年度設定分）	令和8年度から 令和9年度まで	2,543,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 601,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

369,093 千円

令和7年（2025年）2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

議案第 96 号

鎌倉市犯罪被害者等支援条例の制定について

鎌倉市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

犯罪被害者等を支援することで、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指すため、基本理念、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策について、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって誰もが安心して自分らしく暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行うものをいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が被る精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推

進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、市が実施する犯罪被害者等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活等の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等に対し、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他必要な支援を行うこと。

- (2) 法律上の問題解決を図るため、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (3) 家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するため、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 従前の住居に継続して居住することが困難となった場合に、転居や一時避難等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (6) 雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援を行うこと。

(市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援)

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する支援を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等への啓発活動等)

第12条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な取組を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(意見の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 97 号

鎌倉市健康づくり・食育推進委員会
条例の制定について

鎌倉市健康づくり・食育推進委員会条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市健康づくり計画及び鎌倉食育推進計画を一体的に策定するに当たり、委員会を統合するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市健康づくり・食育推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、市民の健康づくり及び食育の推進を図るため、鎌倉市健康づくり・食育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく鎌倉市健康づくり計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく鎌倉食育推進計画の作成及び進行について調査審議し、並びにその実施を推進すること。
- (2) その他健康づくり及び食育の推進に関して、重要事項を調査審議し、並びに施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (4) 教育に関係を有する団体が推薦する者
- (5) 食育の推進に関係を有する団体が推薦する者
- (6) 労働安全衛生に関係を有する団体が推薦する者
- (7) 健康の増進又はスポーツに関係を有する団体が推薦する者
- (8) 公共的団体が推薦する者
- (9) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月20日から施行する。

(健康づくり計画推進委員会条例及び食育推進会議条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鎌倉市健康づくり計画推進委員会条例（平成26年10月条例第23号）

(2) 鎌倉市食育推進会議条例（平成24年2月条例第31号）

議案第 98 号

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

新たな介護保険施設等の整備に備え、事業者選定の調査審議対象に介護医療院を加えるため、規定の整備を行うものである。

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例の一部を改正
する条例

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例（平成27年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第8条第29項に規定する介護医療院

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 99 号

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除及び制限、深夜勤務の制限を規定するものである。

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条の3の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第6条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年度について150時間を超えて、第6条第1項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該

職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 100 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」及び鎌倉市おさか子ども
の家「ひばり」について、利用定員を改めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」の項中「54人」を「75人」に改め、同表鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」の項中「51人」を「64人」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 101 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴
い、規定の整備を行うものである。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 102 号

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 7 年（2025年） 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

物価高騰による小学校給食の食材料費上昇に対応するため、学校
給食費の額の改定を行うものである。

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市学校給食費に関する条例（令和3年12月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「4,800円」を「5,800円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、令和7年4月分以後の月分の学校給食費について適用し、同年3月分以前の月分の学校給食費については、なお従前の例による。

議案第 103 号

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市
いじめに関する調査委員会条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査
委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

いじめ重大事態案件の増加に伴い、委員の負担軽減及び会議の効
率化・迅速化を図るため、委員の定数を見直すものである。

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査
委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例
(平成26年7月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「5人」を「15人」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。